

第1条（会員）

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社を株式会社池田時計店並びに株式会社池田（以下「池田グループ」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

- (1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（池田グループ及び池田グループと特約している加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・リボルビング払いです。
- (2) (1)のリボルビング払い（元利均等定額方式）を指定した場合、毎月の支払額は、会員があらかじめ指定した支払額とします。手数料は、締切日における利用残高に対して年15.00%（実質年率）とし、毎月の支払額に加算してお支払いいただきます。ただし、当該利用残高に手数料を加算した額が、あらかじめ会員が指定した支払額に満たない場合は当該債務全額、当該利用残高が会社所定の利用可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の所定支払額を合算し、お支払いいただきます。また、毎月の支払額は、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、変更ができます。

（例）利用残高100,000円（他に利用のない場合）

毎月の支払額 （月々のお支払いコース金額） 10,000円

手数料充当額 $100,000円 \times 15.00\% / 12カ月 = 1,250円$

利用代金充当額 $10,000円 - 1,250円 = 8,750円$

第4条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

個人情報の取扱いに関する同意条項特約

第1条（会員）

会員は、本特約及び個人情報の取扱いに関する同意条項を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

個人情報の取扱いに関する同意条項第1条の提携会社を株式会社池田時計店並びに株式会社池田（以下「池田グループ」という）とします。

○株式会社池田時計店 株式会社池田

〒770-0904 徳島市新町橋1丁目11番地 TEL 088-622-8410（代）

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号